平成２４年（フ）第５５３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目21番６―103号
債務者　藤山　惠美
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６００号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目５番１―303号
債務者　森　　靖彦
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０４号
兵庫県尼崎市潮江１丁目35番１―605号
債務者　野嵩　啓子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６２５号
兵庫県尼崎市立花町１丁目10番17号アーチ立花Ⅱ309号、前住所兵庫県尼崎市立花町４丁目２番２号レインハイツ202
債務者　谷本　純二
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６２６号
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目151番地
債務者　河野　律子
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３４号
兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目12番６―204号
債務者　片岡　志乃
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３６号
兵庫県西宮市津田町５番10―606号
債務者　立本　久之
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４６号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目31番12号
債務者　木原　修作
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８３号
兵庫県姫路市佃町15番地２朝日プラザ佃町602
債務者　上村　　隆
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４８７号
兵庫県姫路市神屋町２丁目41番地レオパレス107号室
債務者　夏木　京子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２４４号
奈良市疋田町５丁目239番地の２　スカイヴィレッジＡ棟201号
債務者　谷口　奉史
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４４６号
広島県山県郡北広島町後有田1332番地12
債務者　上田　　淳
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８５４号
広島市中区東白島町１番24―703号
債務者　和田　美香
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７２号
広島市東区上温品４丁目46番10―202号
債務者　岩名　孝子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７６号
広島市佐伯区八幡４丁目14番17―103号
債務者　藤田　美紀（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０５号
広島県尾道市栗原町4984番地６
債務者　田中　順子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
広島県三原市宮沖２丁目16番16号
債務者　持田　孔明
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
広島県三原市須波西２丁目12番２号
債務者　中村　洋平
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係